

建設工事等入札制度の改善について（お知らせ）

建設工事等の入札制度を次のとおり変更しますのでお知らせします。

1 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法の改正について

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に伴い、算定方法を改正します。なお、平成29年5月1日以降に公示する入札より適用します。

現 行	改正後	備 考
①直接工事費の95%※	①直接工事費の97%※	予定価格の9.0/10を超える場合は9.0/10を乗じて得た額、7.0/10に満たない場合は7.0/10を乗じて得た額 ※建築工事又は設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9.0/10を乗じて得た額
②共通仮設費の90%	② —	
③現場管理費の90%	③ —	
④一般管理費の55%	④ —	
①+②+③+④=価格	①+②+③+④=価格	

2 失格判断基準（低入札価格調査制度）算定方法の改正について

平成29年5月1日以降に公示する入札より適用します。

（1）項目別算定基準	
現 行	改正後
①直接工事費の75%（1万円未満の端数切り捨て） ※建築工事又は設備工事の「直接工事費」においては、「直接工事費」に9.0/10を乗じて得た額	① —
②共通仮設費の70%（1万円未満の端数切り捨て）	② —
③現場管理費の90%（1万円未満の端数切り捨て）	③現場管理費の70%（1万円未満の端数切り捨て）
④一般管理費の55%（1万円未満の端数切り捨て）	④一般管理費の30%（1万円未満の端数切り捨て）
①から④の算定基準額以上であること	①から④の算定基準額以上であること

(2) 総額算定基準

現 行	改正後
①直接工事費の額の95%※	①直接工事費の額の97%※
②共通仮設費の額の90%	② —
③現場管理費の額の90%	③ —
④一般管理費の額の55%	④ —
⑤工事価格の3%	⑤ —
①から④までの合計額に⑤を減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。 ※建築工事又は設備工事の「直接工事」においては、「直接工事に9.0/10を乗じて得た額	①から④までの合計額に⑤を減じ1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。 ※建築工事又は設備工事の「直接工事」においては、「直接工事に9.0/10を乗じて得た額

問い合わせ先

佐野市役所 契約検査課 契約係

電話 0283-20-3027